

毎週火、金曜日発行（但休日）に当る。昭
和四年四月十五日第三種郵便物認可
（翌日）

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第百十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目次

- 建設業者の登録
- 種番の廃用
- 種番証明書の書換
- 豚コレラ予防注射の実施
- 牛の結核病等の検査
- 漁船損害補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出

登録番号 登録年月日 名称

鳥取県知事登録
（ハ）第三六七号

昭和三六、
二、一〇

江川組

主たる営業所の所在地

日野郡江府町大字江尾

申請者氏名

川端 兼一

摘要

土木工事

〃 第二三九号

〃 二、二

坪倉組

〃 日南町湯河

坪倉宗次郎

〃 第七二八号

〃 二、一八

北邑工務店

岩美郡国府町麻生

北邑 敏雄

〃

鳥取県告示第百一十一号

次の種畜は、廃用された。

昭和三十六年二月二十四日

| 種畜証明書番号 | 鳥取県知事 | 石 | 破 | 二 | 朗 |
|------------|-------|------|---|-----------|-------|
| 昭三五鳥取一第七四号 | 名号 | 種 | 類 | 飼養者 | 住所氏名 |
| 第七七号 | 栄東 | 黒毛和種 | | 鳥取県西伯郡中山町 | 高見 豊蔵 |
| 第九四号 | 大栄 | " | " | 大山町 | 野口宗一郎 |
| | 春風 | " | " | 米子市諏訪 | 前田 巖 |

鳥取県告示第百一十二号

次の種畜について、種畜証明書の書換があつた。

昭和三十六年二月二十四日

| 種畜証明書番号 | 鳥取県知事 | 石 | 破 | 二 | 朗 |
|------------|-------|------------|-------|-------|------|
| 昭三五鳥取一第九六号 | 名号 | 種 | 類 | 飼養者 | 住所氏名 |
| 福澄 | 黒毛和種 | 鳥取県西伯郡日吉津村 | 山崎 藤治 | 米子市諏訪 | 前田 巖 |

鳥取県告示第百一十三号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十六年二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚。ただし、生後五十日から五十五日又は離乳後五日経過した子豚
- 四 実施の期日 昭和三十六年二月二十七日から三月二十七日までの期間各豚舎巡回注射
- 五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

鳥取県告示第百一十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病及びブルセラ病検査並びに馬の伝染性貧血検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び馬の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十六年二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 牛の結核病及びブルセラ病検査並びに馬の伝染性貧血予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 結核病及びブルセラ病検査
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。
- 四 実施の期日 馬の伝染性貧血 馬
別表のとおり

五 検査及び注射、駆除の方法
 結核病検査……ツベルクリン皮内注射反応検査
 プルセラ病検査……プルセラ急速凝集反応及び国際法
 別表(一) 結核病及びプルセラ病検査

馬の伝染性貧血検査……チヨツケ試験管法による赤血球数検査及び胆鉄細胞検出法

| 実施期 | 第一 | 第二 | 実施区 | 実施場所 |
|------|------|---------------------|--------------------|------|
| 三月六日 | 三月九日 | 西伯郡中山町旧逢坂逢坂、二本松、林ヶ峯 | 中尾、逢坂、二本松、林ヶ峯家畜検診場 | |
| 七日 | 十日 | 逢坂 | 逢坂 | |
| 八日 | 十一日 | 名和町光徳 | 上光、陣構 | |
| 十三日 | 十六日 | 名和、光徳 | 名和、上大山、下大山、光徳 | |
| 十四日 | 十七日 | 大山町所子、大山 | 所子、佐摩、坊領、香取 | |
| 十五日 | 十八日 | 名和町名和 | 庄内 | |
| 二十二日 | 二十五日 | 大山町高麗 | 赤松 | |
| 二十三日 | 二十六日 | 名和町庄内 | 新渡辺、栃原 | |
| | | 淀江町淀江 | 高麗 | |
| | | 宇田川 | 新高田 | |
| | | | 淀江 | |
| | | | 宇田川 | |

二十五日 二十八日 日野郡日南町石見、福栄
 二十七日 三十日 日野町黒坂
 〃 〃 日南町日野上

石見、福栄
 黒坂、三栄

馬の伝染性貧血検査

| 実施期 | 実施区 | 実施場所 |
|-------|-------------|---------|
| 三月十六日 | 西伯郡淀江町淀江、大和 | 淀江家畜検診場 |
| 〃 | 大山町高麗 | 高麗 |
| 十七日 | 淀江町宇田川 | 宇田川 |
| 十八日 | 大山町所子 | 所子 |
| 二十二日 | 大山 | 佐摩 |
| 二十三日 | 〃 | 赤松 |
| 二十四日 | 名和町庄内 | 庄内 |
| 二十五日 | 名和、光 | 名和 |
| 〃 | 徳、御来屋 | 名和 |
| 〃 | 中山町逢坂 | 名和 |

年法律第二十八号) 第一百二十二条第一項の規定による同意を求めためるの事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。
 昭和三十六年二月二十四日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 届出事項
- 1 発起人の住所及び氏名
鳥取県西伯郡名和町大字東坪 大崎 輝光
 - 2 加入区 光徳加入区
同 右 日野 寿
 - 3 漁船損害補償法第百十三条第一項の甲出をする漁業協同組合の名称
光徳漁業協同組合

鳥取県告示第百十五号
 漁船損害補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)
 第五条第一項の規定により漁船損害補償法(昭和二十七年)

二 指定漁船調査の縦覧

- 1 縦覧期間
昭和三十六年二月二十四日から昭和三十六年三月二十五日まで
- 2 縦覧の場所
光徳漁業協同組合事務所

鳥取県告示第百十六号

漁船損害補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）
第五条第一項の規定により漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

| | |
|-----------|-------|
| 鳥取県気高郡青谷町 | 河内 増蔵 |
| 同 右 | 島戸 重春 |

- 2 加入区 夏泊加入区
- 3 漁船損害補償法第百十三条第二項の申出をする漁業協同組合の名称
夏泊漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

- 1 縦覧期間
昭和三十六年二月二十四日から昭和三十六年三月二十五日まで
- 2 縦覧の場所
夏泊漁業協同組合事務所

鳥取県公報の購読者募集について

鳥取県総務部総務課

鳥取県では、毎年度の初め「鳥取県公報」の購読者を募集しています。鳥取県公報には、われわれ県民の福祉や権利、自由に影響するところが大きく、かつ、県の行政執行の基本をなす条例、規則、告示等が登載公表されます。

県政を理解するには、鳥取県公報は、そのよい資料でありますから、県では実費で有償配付を行なっています。

購読希望の方は、裏面申込書に購読料金（一部一月百二十四円、郵送料を含む。）を添えて三月二十五日までに当課あてお申込みください。

なお、官公署が購読を申込みれる場合は、その購読料金は、四月以降に県が発する納額告知書により納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 から昭和 年 月 まで

鳥取県公報を 部購読したいので、購読料金を添えて申し込めます。

昭和三十六年 月 日

住所

氏名

印

(団体の場合は、団体名及び代表者名印)

鳥取県知事

殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県印刷所

〔定価 一部月極 二〇円(送料共)〕